



新婚世帯の 新生活を 応援します！

補助金額 最大90万円※

※補助金額の算出方法

基礎額：30万円

加算額：夫婦共に29歳以下の場合 30万円
18歳以下の子を養育し、中古住宅の
取得、改修などをした場合 30万円

都留市結婚新生活支援事業補助金

住宅の購入

住宅の賃貸

引越し

リフォーム

主な対象世帯の要件

- 前年度の1月1日から申請年度の3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
※令和7年度の場合は令和7年1月1日～令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された世帯
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- 前年の夫婦の合計所得が500万円未満であること
(貸与型奨励金の返済がある場合は、年間返済額を所得から控除します)
- 対象となる住宅が都留市内にあり、申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所がその住宅の住所であること
- 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- 夫婦ともに過去にこの制度に基づく補助を受けていないこと（他自治体も含む）

対象費用等 詳細は裏面へ

お問い合わせ

都留市役所
総務部企画課 政策推進担当

〒402-8501
山梨県都留市上谷一丁目1番1号
☎0554-43-1111（内線242）

補助金の額

- **基礎額** 1世帯あたり最大300,000円
- **加算要件** 次の要件に該当する場合は基礎額にそれぞれ加算する。
 - (1) 婚姻日において夫婦のいずれもが29歳以下の場合 最大300,000円
 - (2) 申請年度において、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育している(妊娠中を含む。)世帯であって、既存住宅の取得及び改修並びに既存住宅への引越費用が生じた場合 最大300,000円

補助対象経費

- **申請年度内に夫婦の双方又は一方が支払った住居費及び引越費用の合計**

住居費	婚姻を機に新たに取得・改修・賃借した費用 ⇒住宅の取得費、改修費（住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新の工事費）、賃料、敷金、礼金（保証金等含む）、共益費、仲介手数料 ※対象外となる費用 ・土地代、外構工事費、家電の購入や設置費 ・婚姻前から賃借している物件の婚姻前支払分や勤務先からの住居手当分
引越費用	引越業者又は運送業者への支払その他の引っ越しに係る費用

申請の流れ

①申請書の提出

②交付決定

③請求書の提出

市から口座振込

提出書類

- ☐ 都留市結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号)
- ☐ 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本(戸籍全部事項証明書)
- ☐ 申請世帯全員の住民票の写し
- ☐ 所得証明書
- ☐ 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類(現に貸与型奨学金の返済を行っている場合に限る。)
- ☐ 住宅の売買契約書の写し(住居費における購入の場合に限る。)
- ☐ 住宅の工事請負契約書の写し(住居費における新築又は改修の場合に限る。)
- ☐ 住宅の賃貸借契約書の写し(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- ☐ 住宅手当支給証明書(様式第 2 号)(住居費における賃貸借の場合に限る。)
- ☐ 住居費を支払ったことを証する領収書等の写し
- ☐ 引越費用を支払ったことを証する領収書等の写し(引越費用を補助対象経費に含める場合に限る。)
- ☐ 市税等の滞納がないことが分かる書類(納税証明書等)
- ☐ 誓約書兼同意書(様式第 3 号)



申請書等はこちら